

# 出店について

公益財団法人黒部市体育協会

体育センター内において物品の販売・飲食物の提供など出店を行う場合は、次の出店条件に同意のうえ、出店の申請が必要です。

## 【出店条件】

### 1. 出店手続き

- (1) 出店の申請は主催者が行うこと。
- (2) 出店申請書に必要事項を記入し、利用日10日前までに申請すること。

### 2. 販売品目等

- (1) スポーツ用品の販売・展示
- (2) 食品の販売

食品を販売する場合は次に掲げるもので、食品衛生法法令等に基づいた調理・加工を行い、容器包装等により衛生的措置が取られたものとする。なお、屋内で販売する場合は、調理又は加工を行った食品とする。

#### ア) 弁当類

消費期限及び早期喫食の呼びかけ等の表示が行われているもので、保管は適切な温度管理を行うこと。

#### イ) パン・菓子類

安全性が高く衛生的に包装されたもの。

#### ウ) 土産品

包装・内容・品質等において、土産品としてふさわしいもの。

- (3) その他大会参加者・一般観覧者等にとって必要と認めるもの。

### 3. 遵守事項

- (1) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (2) 火気は使用しないこと。
- (3) 店舗及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、発生した廃棄物は当日中に出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (4) 売店の設置・撤去・商品の搬入搬出については、本協会の指示に従うこと。
- (5) 天候の悪化等、本協会がやむを得ず危険回避のために中止・撤去命令を出した場合は、その指示に従うこと。
- (6) 本協会及び競技大会等主催者の指示に従い、良識ある売店の管理運営を実施すること。

#### 4. 損害賠償

出店者は、指定管理施設又は第三者に損害を与えたときは、出店者が賠償の責めを負うものとする。

#### 5. 原状回復

出店者は、出店を終了したとき、又は出店許可を取り消されたときは、速やかに原状を回復し本協会の検査を受けなければならない。

#### 6. 管理責任

売店における商品等の管理は出店者の責任とし、盗難その他不可抗力による災害であっても、本協会は一切その責めを負わないものとする。